

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第365号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年12月4日 08時46分ごろ	
発生場所	高知県土佐清水市足摺岬灯台から真方位176°73.5海里付近 (概位 北緯31°30.7′ 東経133°07.3′)	
事故等調査の経過	平成21年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 護衛艦 おおなみ、4,650トン（基準排水量） 111（艦船番号）、日本国政府 B 護衛艦 さわぎり、3,550トン（基準排水量） 157（艦船番号）、日本国政府	
乗組員等に関する情報	A 艦長 B 艦長	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷後部ハンドレールに曲損 B 船首乾舷部に小破口	
事故等の経過	A船は、艦長ほか200人が乗り組み、B船は、艦長ほか188人が乗り組み、両船で海賊対処訓練を実施中、平成21年12月4日08時46分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突（接触）した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視程 約15km 海象：うねり 北北東 階級 1、風浪 階級3	
その他の事項	両船の船体等に不具合はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 両船は、四国南方海域において、海賊対処訓練中、接近した際の操船が適切でなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が、四国南方海域において海賊対処訓練中、両船が、接近した際の操船を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	